

図書館の資料選択の論理：『絶歌』の所蔵状況を通じて

大谷 康晴（日本女子大学. ootaniy@fc.jwu.ac.jp），池内 淳（筑波大学），
大場 博幸（文教大学），安形 輝（亜細亜大学）

1. 問題の所在・研究の目的

2015年6月11日に発売された『絶歌：神戸連続児童殺傷事件』（以下、『絶歌』）¹⁾は、加害者本人(元少年A)によって刊行されたことや、被害者遺族（以下、遺族）感情を無視したかのような経緯^{2,3)}もあり、話題となった。発売後全国の公共図書館での所蔵について報道され、さらに滋賀県⁴⁾や金沢市⁵⁾の地方議会一般質問で取り上げられた。これらから、『絶歌』は図書館の収集・提供の対象として特に難しい資料であることが容易に想定される。この研究では、新聞記事等で報道、あるいはネットで公開された『絶歌』の資料選択の理由について分析を行うことで、現在の公共図書館が切迫した状態でいかなる資料選択を行っているのかを把握しようとするものである。

2. 先行調査⁶⁾

前提知識として、また『絶歌』がいかに難しい資料となっているのかを理解してもらうために発表者らが行った『絶歌』の所蔵推移調査を簡単に紹介する。

2.1. 『絶歌』所蔵調査の概要

カーリル (<https://calil.jp/>) の図書館 API を利用して、2015年6月17日から9月10日（以下、特記しない限り2015年を指す）までカーリルが公共図書館としている5,003館（システムは1,268システム）を対象に毎日所蔵情報を取得した。

また、より詳細な分析のため、6月17日から8月1日までは『絶歌』所蔵図書館の蔵書検索システムを目視し、取り扱い対応等の詳細を確認した。さらに、関連情報として類似図書（少年犯罪本、神戸児童連続殺傷事件関連本、犯罪加害者著作本、太田出版刊行図書、同時期予約多数本）の7月末時点の所蔵状況、『絶歌』の6月17日から9月10日までのAmazon.co.jp内のレビュー数を収集した。

2.2. 『絶歌』所蔵の状況

『絶歌』が何らかの形で蔵書検索システムに登録された自治体数と所蔵する図書館数の推移は図1の通りである。調査期間最終日においても所蔵館数は427館であり、調査対象の8.5%にすぎない。『絶歌』への社会的関心としては、同書のAmazon.co.jpのレビュー数は同一期間で累計2,032件になり、同サイトの中ではわれわれの知る限り最多である。また、同一時期の予約多数本と比較すると、予約数/(貸出数+予約数)の比率は『絶歌』の方が高く、一定数の利用者が関心を持っていることが明らかである。これらの状況を合わせると、『絶歌』は社会的関心に比して図書館で所蔵されていないことになる。

そして、提供では多くの図書館で特別の取り扱いを受けていた。禁帯出は12館、書庫、カウンター内、事務室への排架が122館であり、さらにこのうちの8館では開架から閉架に変更となっている。また、年齢制限は3館があった。なお、この数値は蔵書検索システム上で明記されているものであり、実際にはさらに特別な取り扱いを受けている可能性がある。

さらに、一度蔵書検索システムで検索対象となっていながらある日付を境にデータが消えてしまっている⁷⁾自治体が9存在する。

類似図書との比較としては、太田出版の刊行本である『奴隷のしつけ方』（5月28日刊行）は『絶歌』ほど、社会的関心があるとは思えない（Amazonレビュー数は5件）が、所蔵館数では大差ない状態（8月1日時点で268館。同日の『絶歌』は247館）になっている。

なお、すべての関連図書と比較しても、『絶歌』は、禁帯出になっている数(12館)が多い。図書館員向けと思われる『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』諸版(48,34,33館)、各地で有害指定を受けている『完全自殺マニュアル』(31館)に次いでいる。

以上をまとめると、全国の公共図書館は『絶

歌』の所蔵および提供についてはかなり慎重であるという結論に至った。

3.調査

このような状況にある『絶歌』であるが、どのようにして、資料選択を行われているのかについて以下の調査を行った。

1) 各図書館の『絶歌』に対する購入/非購入の判断理由を調べるために、以下の情報を取得した。

a. 6月17日から11月14日のネット上での『絶歌』に関する新聞記事、公式声明等の情報

b. G-Search でブロック紙・地方紙・通信社配信・NHKを対象に6月1日から11月18日まで検索。検索式は、“図書館 AND (絶歌 OR 元少年 OR (神戸 AND 殺傷))” とした。

c. 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の各新聞記事検索サービスにアクセスして、上記 b) と同一期間、同等の検索結果になるように検索した。

2) 1)の a.から c.の結果(約14万字の記述)を統合し、図書館の資料選択と無関係なもの、同一もしくは一部改変されただけの記事を除外して整理(約2万字の記述)した。

3) 2)から自治体名と購入/非購入の判断理由部分の記述を抜き出し、自治体単位の一覧になるように整理し、理由をカテゴリに分類した。

- 複数報道の場合、日付が新しい記事を優先。詳述されている時は古い記事も参照
- 原則として記述されている自治体のみ対象。ただし記述から容易に推測できる自治体については、補足
- 複数の要因がある場合は、重複して整理

3)までの作業結果から207自治体の記述を得られている。購入と報道されている自治体は79で、うち何らかの理由が明記されているのは61自治体である。一方非購入もしくは検討中と報道されている自治体は128で、うち何らかの理由が報道されているのは89自治体になる。

4.結果

4.1 購入しない図書館の選択理由

理由を明記していた検討中もしくは購入しないと回答した自治体(89自治体)の理由は表1の通り整理できる。また、都道府県(12)と市区町村(77)別の理由は表2の通りに整理できる。表

2に示した状態から2)資料選択上の理由については、県立図書館の問題として別途議論して、ここではそれ以外の議論を見ていこう。

まず、1)遺族への言及についてであるが、半数近くの自治体がこの点を挙げている。遺族の心情については容易に想像できるが、人権やプライバシー侵害の「恐れ」、出版差し止め等の「可能性」で収集しないというあり方は疑問が残る。

また、3)子ども・学生への配慮については、子ども向けの分館については一定の説得力があると思われるが、老若男女が利用者である一般の公共図書館では説得力にかけらるだろう。

そして、ある意味深刻なのが、図書館の外側に理由を求めている4)外的要素と、5)その他の一部である。社会的影響、市民からの批判・抗議、『絶歌』を購入するなという逆リクエストというものは現実には存在すると考えられるが、これらを理由に掲げるのは図書館として問題がある。さらに、5)その中にある反対市民を想定しての自己判断は一種の自己検閲と取られても仕方ないだろう。

また、税金による購入が不適當、倫理観を優先、購入することで出版を容認したくないといった理由に至っては、図書館自らが資料に対する価値判定を行っていることになる。

なお、被害者支援条例については、その意義そのものは否定しないが、明石市の事例⁸⁾のようにその存在を以って、市民の言論全体に関与することについては慎重にあるべきだろう。

また、金沢市長は、教育長たちに『絶歌』を受け入れるべきではないという意味を伝えたことを明らかにしている⁹⁾。地方教育行政法の改正により総合教育会議が設置され、首長を教育に反映しやすいものになっており、より図書館の外からの圧力は強くなることが予想される。図書館の説明能力の向上が必要である。

4.2 資料選択基準による資料の排除

都道府県立図書館のように調査研究機能を重視する図書館では個別の文学作品を全て収集することは現実的ではないために、文学賞等ある程度社会的評価が定まった作品のみを収録対象とする資料選択基準は多い。『絶歌』は手記という文学作品の形式をとっているため、これをもとに選択基準外とするという説明が多い。

しかし、これに対しては、山梨県立図書館の

「事件当時者の手記で資料的価値が高い」(読売新聞 7月10日朝刊)という見解が有力な反論になるだろう。NDLサーチで検索すると『絶歌』はNDC9版では916(記録・手記・ルポルタージュ)に分類されているが、件名では「殺人」と「少年犯罪」が付与されている。資料について多角的な判断を行わず、収集しない理由を、選択基準を利用して作り出していると批判されても仕方がない。また、「そもそも県の中核的図書館として、専門的な資料を中心に集める方針がある」という県立図書館もあるが、偏った視点からしか資料選択をしていない図書館のコレクションが調査研究に耐えられるものであるか疑問である。

4.3 購入した図書館の選択理由

ここまでは、図書館における通常のルーチンを逸脱する資料の選択が問題を抱えているという実態を明らかにしてきた。しかし、一方で、理由を明言して『絶歌』を収集している図書館もある。この時の購入の理由を整理したものが表3になる(なお、都道府県と市区町村の偏りはそれほどない)。

明確に「図書館の自由に関する宣言」や自由宣言の考え方を明示しているものは19自治体であるが、他の意見も自由宣言の考えをベースにしているとも考えられるので、資料選択の理論的基盤として、自由宣言はそれなりに定着しているといえる。

なお、購入理由として単独の項目でもっとも多いのはリクエストである。『絶歌』の事例では購入支持となっているが、逆リクエスト、つまりある資料を排除したり、収集したりしないように求める場合も考えられるので、市民の声だけを収集の拠り所とするのは危険がある。

また、メディアに対して購入と回答しているが6月17日から11月14日に至るまでカーリルでは検索できない自治体が9存在する。実際には図書館が所蔵しているのかもしれないが、検索できない時点で利用者にとっては所蔵されていないと同じであり、大変問題がある。

なお、購入を決定した自治体においても決して配慮もなく無神経に収集しているわけではない。15の自治体は何らかの配慮を行っている。内訳は、遺族感情への配慮(5)、受け入れ時点のチェックや受け入れ後の慎重な取り扱い(3)、子

どもへの制限(5)、閉架措置(4)、貸出・複写禁止(1)と注意深く扱っていることが確認できる(カッコ内は自治体数)。

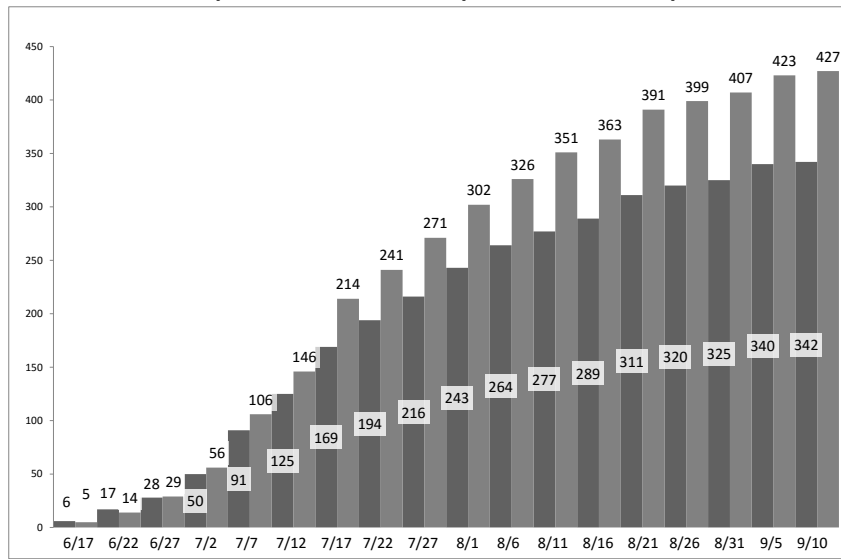
注・引用文献 (URLは、2015年11月20日確認)

- (1) 元少年 A『絶歌: 神戸児童連続殺傷事件』太田出版, 2015, 294p.
なお、奥付上は、6月28日初版発行
- (2) 週刊文春編集部「被害者遺族への2億円賠償はどうなっているのか? 少年A『手記』出版 禁断の全真相」『週刊文春』Vol. 57, No. 24, 2015.6, p.22-29.
- (3) 「神戸連続児童殺傷事件 遺族の抗議全文」『神戸新聞』2015.6.13 <http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201506/0008119720.shtml>
- (4) 滋賀県議会「県立図書館資料における『図書館の自由』と『公共の福祉』について」滋賀県議会平成27年7月7日一般質問. https://www.shigaken-gikai.jp/g07_Video_View.asp?SrchID=926
- (5) 金沢市議会「市立図書館における図書の設定について」金沢市議会平成27年6月29日一般質問. <http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?A=frameNittei&USR=ishkans&PWD=&XM=0000000000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac27%94%4e&B=1&T=1&T0=1&O=1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=1868&N=3759&W1=&W2=&W3=&W4=&DU=1>
- (6) 大谷康晴, 池内淳, 大場博幸, 安形輝「公共図書館における「絶歌」の収集と提供」『第63回日本図書館情報学会 研究大会発表論文集』2015, p.13-16.
- (7) ここでいうデータが消えたという状態は、ある図書館システム全体からある時点を境に一切検索できなくなる状態を指している。下の図のようなものはデータが残ったと判断している。

A自治体	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
X図書館	○	○								○	○
Y図書館								○	○	○	
Z図書館			○	○	○	○					

- (8) 明石市長 泉房穂「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例に基づく配慮要請～書籍『絶歌』の取り扱いについて～」https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/hannza/hairyoyousei.html
- (9) 「学校図書に「不適切」 神戸事件の加害男性手記 各校判断と金沢市教委見解」北國新聞 2015.6.27

図1 『絶歌』登録自治体(準備中含む。濃い色)と所蔵図書館数(準備中含めず。薄い色)



非購入理由	自治体数	非購入理由	自治体数
1)遺族への言及	47	4)外部要素	13
遺族感情	27	社会的影響	10
人権侵害	10	市民からの批判・抗議	3
プライバシー侵害	3	逆リクエスト	1
出版差し止め・回収	11	被害者支援条例	2
二次被害	1	5)その他	26
その他遺族への配慮	2	リクエストがない/あれば検討	8
2)資料選択上の理由	19	倫理観・反対市民への判断	5
資料選択基準外	6	他の動向を見たい/見る	3
文学形式で基準外	4	内容	3
資料価値	8	館内意見の不統一	3
選択行為結果	2	購入で出版を容認したくない	2
3)子ども・学生への配慮	3	税金による購入が不適當	1
		図書館以外が判断	1

表1 『絶歌』を購入しない理由 (複数回答あり)

	都道府県	市区町村	合計
1)遺族への言及	3	44	47
2)資料選択上の理由	9	10	19
3)子ども・学生への配慮	0	3	3
4)外部要素	1	12	13
5)その他	0	26	26
全体	12	77	89

表2 都道府県と市区町村の『絶歌』を購入しない理由 (複数回答あり)

購入理由	自治体数	購入理由	自治体数
1)通常扱い	9	3)購入すべき (続き)	7
通常の図書扱い	8	市民が最終判断	2
類書と同様	1	資料的価値	1
2)自由宣言	19	4)排除理由なし	6
自由宣言	5	購入しない理由ない	5
知る権利	14	差し止め・回収ない	2
対立意見の収集義務	2	5)外部意見の参考	20
3)購入すべき	7	市民リクエスト	15
図書館資料	2	協会の考え	4
差し控えが検閲	2	県の考え	1

表3 『絶歌』を購入する理由 (複数回答あり)